



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2807号 2016.1.7 発行

てんかんなど「運転危険」診断、近畿2府4県で医師届け出1件のみ 改正道交法で新制度創設後 産経新聞 2016年1月5日

てんかんなど意識障害の病気が原因の交通事故が相次ぎ、医師が任意で診断結果を警察側に届け出ることができる新制度を盛り込んだ改正道交法が平成26年6月に施行されて以降の1年間で、近畿2府4県でてんかん診断の届け出が1件にとどまるのが5日、各府県警への取材で分かった。てんかん患者は全国で約100万人いるとされ、法改正後もてんかん発作などが原因の重大事故が各地で発生しており、新制度の事故抑止効果に疑問が残る形となっている。

警察庁によると、改正道交法が施行された26年6月から27年5月までの1年間、てんかんや認知症など病気全体の届け出は全国で184件あった。警察庁は病種別の件数を明らかにしていないが、近畿の6府県警によると、計13件の届け出があり、てんかんは1件だった。近畿では認知症が6件で最も多かった。

法改正以前は、警察側が病気の有無を把握するには運転手の自己申告に頼るしかなく、無申告のてんかん患者による事故が各地で相次いだ。23年4月には栃木県でクレーン車の運転手が発作を起こし、小学生の登校の列に突っ込んで6人が死亡。24年4月には京都・祇園で、軽ワゴン車の運転手が発作で暴走し、歩行者19人を死傷させるなどした。

新制度に関し、事故の遺族は「自己申告では事故を防げない」と医師の届け出義務化を求めて署名活動したが、国側は届け出の義務化を見送り、医師が「運転が危険」と判断した場合、任意で警察側に届け出る新制度を盛り込んだ改正法が成立した。

賛否別れる新制度の“効果” 遺族「届け出義務化を」 医師側「患者との信頼崩壊」

新設された医師の任意届け出制度は、てんかん患者らが無申告のまま運転し続ける事態を食い止める役割が期待されていた。ただ、道交法改正後も届け出はほとんどなく、事故も多発。遺族らは届け出義務化の必要性を訴えるが、医師側は「義務化で、むしろ事故は増える」と否定。新制度の効果も不明で、賛否は分かれている。

「この1年間で届け出を義務化していれば守れたはずの命がたくさん奪われてしまった。任意の制度では事故を防ぎきれないのは明らかだ」。平成23年4月、栃木県鹿沼市で小学生6人が死亡した事故で、当時小学4年だった長男を亡くした伊原高弘さん（44）はそ

てんかんに関する主な事故と法改正の経緯

平成	23年4月	▶ 栃木県鹿沼市でクレーン車が小学生の列に突っ込み6人が死亡
	24年4月	▶ 栃木クレーン車事故の遺族が法改正を求めて国に署名を提出
		▶ 京都・祇園で軽ワゴン車が暴走し、歩行者7人が死亡、12人が重軽傷
	25年6月	▶ 改正道交法が国会で成立
	26年6月	▶ 改正道交法が施行
	27年3月	▶ 大阪府東大阪市でワゴン車が赤信号の交差点に進入し歩行者2人が死亡
		6月
	8月	▶ 東京都のJR池袋駅近くで乗用車が暴走し、1人が死亡、4人が重軽傷
		▶ 北海道共和町で軽乗用車が自転車の集団をはね、9人が重軽傷
	10月	▶ 宮崎市中心街で軽乗用車が暴走し2人が死亡、4人が重軽傷

う語気を強める。

新制度ができるきっかけは、この事故の6遺族が国に提出した約20万人分の署名だ。遺族は「全ての診察結果を警察側が把握できる制度が必要」とし、義務化が見送られた当初から抑止効果に疑念を抱いていた。

確かに、てんかん発作が原因の事故は法改正後も相次いでいる。27年3月には大阪府東大阪市でワゴン車の男がてんかん発作で意識を失い、赤信号の交差点に進入。歩行者2人を死亡させるなどし、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）の罪で起訴された。同年8月には東京都のJR池袋駅近くで男が発作を起こして乗用車が暴走。歩行者5人が死傷し、同罪で起訴された。

伊原さんは「まずは危険な運転手が見落とされない仕組みが必要だ」と指摘する。

一方、医師で日本てんかん協会（東京）の久保田英幹副会長は「届け出を義務化すれば患者は病状を正確に医者に申告しなくなり、治療することもできなくなる」と主張する。

久保田副会長は現在、てんかん患者約600人を抱えるが、患者の中には運転免許を失い失職する人もいるという。「患者に運転の危険性を説明することで運転をやめることを納得してもらっており、届け出が必要となるケースは生じていない」とした上で、「件数が少なくてもそれが危険というわけではない」と話した。

精神科患者の長期入院解消へ 西宮市が支援事業 神戸新聞 2016年1月6日

精神疾患で医療上の必要性は低いのに長期入院する「社会的入院」の解消に向け、兵庫県西宮市は、1年以上入院する市民をリストアップし、退院や生活の支援策を共に考える事業を2016年度に始めることを決めた。当面は同市内など近隣の精神科病院3カ所に入院中の市民が対象。病院、福祉事業所と連携して進め、将来的には兵庫県内や大阪府内の病院に入院する市民にも広げたい考えだ。県障害福祉課は「極めて珍しい取り組み」とする。（藤村有希子）

日本は先進国の中で精神科の入院患者の割合が突出して多く、国際的に問題となっている。かつての国の隔離収容政策や社会の偏見、退院後の住まいなど受け皿の少なさが影を落としてきた。

西宮市保健所によると、精神科のある県内と大阪府内の99病院に入院する市民は、14年6月末時点で525人。入院期間別では、1年未満＝206人▽1年以上5年未満＝160人▽5年以上10年未満＝63人▽10年以上20年未満＝57人▽20年以上＝39人だった。

同市内では08年度から、NPO法人が運営する障害者相談支援センターが、西宮、神戸市の2病院と協力して退院支援プログラムを実施。センター職員が入院患者に地域の情報を伝えるなどして、過去の2年間だけで計15人の退院を実現させ、その後の生活も支えている。こうした背景や、患者の地域復帰をうたう改正精神保健福祉法が14年に施行されたことを受け、西宮市は事業化を決めた。

西宮市の2病院、神戸市の1病院を対象に、病院や福祉事業所などと2カ月に1度会議を開き、患者をリストアップ。本人への意思確認などを経て退院支援患者の優先順位を決め、地域との触れ合い体験や、退院後の住まい探しなどを助ける。同時に、受け皿となる地域住民らへの啓発も進め、退院患者の体験談を伝えたり、フォーラムを開いたりする。

5日には、西宮市の委託を受けて実務を担う福祉事業所の公募を始めた。同市生活支援課は「地域で暮らせるかどうか不安で退院に踏み切れない患者は多い。支援の仕組みを医療、福祉、行政が一体となって築き、進めていきたい」とする。

【精神科病床への入院】 先進34カ国が加盟する経済協力開発機構（OECD）によると、日本の人口10万人当たりの精神科病床数は、加盟国中最多の269床（2011年を中心に調査）で、OECDは「脱施設化が遅れている」と指摘。平均入院日数も292日（12年）と、数十日がほとんどの先進諸国で群を抜いて長い。

おもちゃ温か ちくちく20年 手縫い1万点 労作に子ども夢中 新居浜の団体 記念作品展

愛媛新聞 2016年01月06日



おもちゃの魚釣りに熱中する子どもたち

美術館におもちゃの国？ 新居浜市のボランティア団体「おもちゃ図書館きしゃポッポ」（松山明子代表、40人）の設立20年記念作品展「20年の歩み 私たちの『たからもの』展」が5日、同市坂井町2丁目のあかがねミュージアムで始まった。活動の中で生まれた工夫と夢いっぱいのおもちゃ365種約1万点が

ずらり。親子連れを楽しませている。17日まで。

団体は、障害の有無にかかわらず楽しく過ごせる地域づくりを目指して1995年11月に設立。同市高木町の市総合福祉センターで手縫いおもちゃの製作や障害児の和太鼓練習などに取り組んでいる。

会場には障害児と親15組とボランティアが5年がかりで仕上げた縦3メートル、横2メートルのクリスマスツリー柄タペストリーをはじめ労作が並ぶ。ほとんどの展示品はその場で遊ぶことができ、綿入りお手玉300個の中に飛び込む「お手玉プール」、布製のドーナツやケーキを面ファスナーで取り付けて飾る「お菓子の家」などに子どもたちが夢中になっていた。

5日は会員によるワークショップもあり、4歳～小学4年生の約40人が地元のゆるキャラが描かれたでんでん太鼓作りに挑んだ。

長男晟心（せいご）ちゃん（2）と来場した同市船木の看護師野村絢乃さん（34）は「おもちゃ一つ一つに手作りの温かみがあってすてき。一日中楽しめそう」とにっこり。松山代表（70）は「支援者や会員に感謝を忘れず、市民の心が温かくなるような活動を末永く続けていきたい」と話した。

障害者事業所の屋台うどん好評 倉敷市立短大で週2回移動販売

山陽新聞 2016年1月5日



倉敷市立短大で人気の“屋台うどん”

倉敷市立短大（倉敷市児島稗田町）で週2回、昼食時にやってくる“屋台うどん”が人気を集めている。障害者の自立支援に当たる就労継続支援B型事業所「うどん工房ひまわり（り）」（同市林）が始めた移動販売で、調理器具を備えた車を使って熱々を提供。麺づくりで10年の実績を基にした味と、手ごろな価格からキャンパスの名物になっている。

同事業所は知的障害のある利用者が国産小麦粉でうどんの生麺などを製造。近隣スーパーに卸し、事業所のバザーでも販売してきた。製麺事業が10年を迎え、「活動のさらなるPRにつながれば」と移動販売を企画。福祉車両の購入などを支援する日本財団（東京）の補助制度を利用してガスコンロや揚げ物用のフライヤーなどを備えたキッチンカーを購入し、昨年9月から本格的に始めた。

倉敷市立短大では火、木曜に中庭で出店。事業所の利用者2人が接客し、職員が自家製麺をゆでたり、天ぷらを揚げたりと調理を担当する。うどんはきつね、カレー、えび天、肉など約10種類で300～400円。空揚げやポテトのサイドメニューもある。

出来たてをその場で味わえ、行列ができることもある。服飾美術学科2年の女子学生（20）は「麺のもちもち感とだしのうまみが病みつきになる。財布に優しいのもうれしい」

と満足そう。

ほかにも地元のイベントなどで出店。管理責任者の高見一彦さん（56）は「利用者の頑張りを広く知ってもらうため、営業エリアを広げてファンを増やしたい」と話している。

さいたま農・食・人<3> 障害者と農業を結ぶ

東京新聞 2016年1月6日

大きく育ちつつあるオリーブ畑を見る新井利昌埼玉福興社長＝熊谷市で

◆「農福連携」埼玉福興・新井利昌社長

利根川に近い熊谷市北部の妻沼地区。埼玉らしい田園地帯の中で、遠い地中海を思わせるオリーブの木が常緑の葉を揺らしていた。農業生産法人埼玉福興社長の新井利昌さん（41）は「適地とパートナーを探して、将来は全国に百万本のオリーブを植えたい」と壮大な夢を語る。



日本での一大産地・香川県小豆島から取り寄せた三百本の苗木を植えてから十一年。オリーブ畑は、今では熊谷市と本庄市に計四カ所、計七百本に増えた。

成長する若いオリーブの木々は、自らが興した埼玉福興の歩みと重なる。同社は一九九六年設立。知的障害者らが共同生活する生活寮を運営しながら、就労支援事業としてボールペンの組み立て作業などを請け負ってきたが、発注メーカーの海外移転で仕事が減ってしまった。

思い悩んだ結果、二〇〇四年に「人が生きていくには食料は欠かせない。担い手が不足している農業にこそ活路がある」と農業分野への進出を決めた。高齢化などで働き手が足りない農業と、働ける場が少ない障害者福祉現場とのマッチングを図る「農福連携」だ。同年にオリーブを初めて植え、〇七年には農業生産法人の認可を取得。県内初の農業への異業種参入となった。

農薬も肥料も使わない自然栽培に徹している。オリーブの葉の薬効成分が注目されるようになり、最近ではハーブ店や菓子製造業者からの引き合いが増え、葉を加工した粉末を含め年間四百キログラム出荷している。

葉に比べると規模は小さいが、オリーブの実はオリーブオイルに加工している。「フレッシュな青リンゴのような風味」と評判だ。一昨年には国際的なオリーブオイルのコンテスト「OLIVE JAPAN 2014」で銀賞受賞という朗報も届いた。

現在はサラダハウレンソウのハウス栽培や約三ヘクタールの畑でハクサイやタマネギなどを生産する。埼玉福興の正社員十人中二人が障害者で、ほかに就労支援事業所で知的障害や発達障害など三十人の障害者が農作業に従事している。

さらに障害者雇用の機会は広げようと、まとまった農地を確保するため、群馬県内の農業生産法人と組み、NPO法人「アグリファームジャパン」を設立した。同県高崎市に約六十ヘクタールの農地を確保。グループホームと就労支援事業所の新拠点を開設し、二月からハクサイなどの生産に乗り出すことになった。

新拠点には二十人の障害者が働く予定という。新井さんは意気込む。「農業のプロ集団と障害者雇用のプロの私たちとの共同作戦で相乗効果を上げ、もっとこの輪を広げたい」（花井勝規）

高齢者1万人を役者に 蜷川幸雄さん演出、一般から公募

朝日新聞 2016年1月6日

たくさんの人に高齢者の夢や可能性を感じてもらいたい——。そんな思いから壮大な計画が埼玉県で動き出した。「高齢者1万人の演劇」。指揮をとるのは、世界的な演出家・蜷川幸雄さん（80）。高齢者演劇集団「さいたまゴールド・シアター」を率いてきた経験を生かした挑戦だ。4月から65歳以上の出演者を公募し、12月に上演する。

同シアターは2006年、蜷川さんが芸術監督を務める彩の国さいたま芸術劇場を拠点に、オーディションに合格した平均年齢66・5歳の48人で結成。今年10周年を迎える。「プロを目指す」をかけ声に、厳しい稽古と上演を重ね、演劇表現を磨いてきた。一昨年はパリや香港でも公演し、高い評価を得た。

「鴉（からす）よ、おれたちは弾丸（たま）をこめる」香港公演＝2014年11月、宮川舞子氏撮影



「1万人」企画には65歳以上ならだれでも応募できる。書類審査を経て基礎訓練や稽古を始め、12月の本番に臨む。東京五輪・パラリンピックがある20年の公演も視野に入れる。



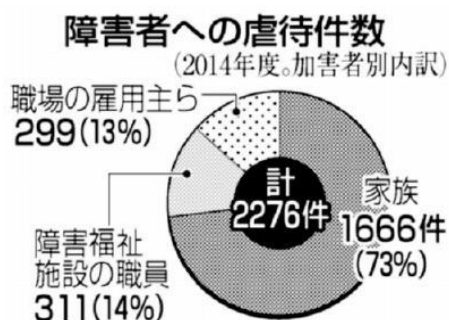
脚本を書く劇作・演出家のノゾエ征爾さん（40）は「高齢者のとてつもないエネルギーが作品の根っこ。

出演者を家族も見たことのないような良い表情にさせてみたいですね」と話す。

蜷川さんは「演劇集団を『ゴールド』と名付けたのは『高齢者』や『シニア』という言い方が嫌だったから。僕のような年齢の人が1万人集まるかと思うと恐ろしくなりますが、みんなが少しでも輝けるよう頑張ります」と言う。

問い合わせは同劇場（048・858・5505）。（増田愛子）

施設で虐待増加 佐賀県内は5件 14年度厚労省調査 佐賀新聞 2016年01月06日



2014年度に障害者が家族や福祉施設職員から受けた虐待例が全国で1977件あり、被害者は2220人だったことが5日までに、厚生労働省の調査でわかった。昨年8月に同省が公表した職場での虐待（299件、483人）を合わせると被害は計2276件、2703人に上った。前年度から微増した。

家族による虐待件数が73%を占めたが減少傾向にある一方、施設の職員による事例が増加した。12年施行の障害者虐待防止法に基づく調査で、今回

が3回目。同法は虐待を発見した人に通報義務を課しており、厚労省は「昔は虐待と認識されなかった行為が内部告発などで表面化しつつあるのではないかとみる。

だが施設の職員や管理者からの通報や相談は22%にとどまっており、厚労省は職員向け研修などの対策を進める。家庭での虐待は1666件で前年度から6%減った。被害者は6%減の1695人で、うち死亡は3人。加害者は父親が21%と最も多く、母親が20%、兄弟姉妹は19%。

虐待の種類では、暴行や拘束などの「身体的虐待」が65%と最多で、暴言を吐くなどの「心理的虐待」が33%、お金を渡さないなどの「経済的虐待」は23%。複数の虐待を受けるケースもある。一方、施設や生活支援サービスの職員による虐待は311件で18%増、被害者は525人と15%増えた。身体的虐待が58%、心理的虐待は42%で、性的虐待も14%あった。1人が複数の障害者を虐待した例もある。

家庭、施設のいずれも知的障害者が被害者となるケースが最多だった。

■佐賀県内でも

佐賀県内では福祉施設職員による虐待が5件あった。県障害福祉課によると、身体的虐待が2件で、そのうちの1つは15年1月、県立障害者支援施設「佐賀コロニー」で、男性職員が知的障害の男性入所者を膝で蹴った。このほか、身体的・心理的虐待を同時に受

けたケースが1件、性的虐待が2件あった。佐賀コロニーの事例以外は、民間の障害者福祉サービスで起きた。

■半数近く賃金年50万円未満

障害年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くは年間の賃金が50万円に届かないことが、5日までに厚生労働省がまとめた受給者実態調査で分かった。就業や仕事の継続を理由に障害年金を打ち切られたり減らされたりするケースが相次いでいるが、労働収入だけでは生活できない人が多いことが浮き彫りになった。

調査は障害年金の受給者約194万人のうち、無作為に抽出した2万3千人を対象に2014年12月に実施。その結果、就業している人は27・6%で、全体では約54万人が仕事に就いていると推計された。就業による収入が年200万円未満という人が81・1%を占め、50万円未満に限っても47・5%に上った。一方、400万円以上の人は5・7%にとどまった。

受給者世帯の障害年金を含む全収入は、中央値が年183万円。国民生活基礎調査の中央値（415万円）の半分にも満たなかった。

障害年金の支給額は基礎1級で月約8万1千円、2級月約6万5千円。

私的年金で公的制度補完 生保協提言へ 国が一定額補助 産経新聞 2016年1月6日

日本生命保険、明治安田生命保険など保険会社の業界団体である生命保険協会は5日、公的年金を補完する私的な個人年金「長寿安心年金」（仮称）の創設を2月にも政府に提言する方針を固めた。公的年金制度は中長期的な改善を目指しつつも少子高齢化を背景に大幅な改善は困難で、支給水準の低下は避けられない見通し。個人年金に国が補助するドイツの「リースター年金」を参考に、加入者に一定額を国が補助する仕組みを働きかける。

長寿安心年金は全国民を任意の加入対象者として、年金支給期間に期限を定めず、加入者が支払った保険料分の元本を保証する仕組み。現在、民間の保険会社が販売する年金保険のうち、終身年金の加入者は利回りの低さもあって少ない。長寿安心年金の創設は終身年金の加入率を高める契機にもなりそうだ。

参考にするのは、ドイツの年金制度だ。少子高齢化や社会保障財政が逼迫（ひっばく）するなかで、ドイツは公的年金の給付水準の引き下げとあわせ、私的なリースター年金を2001年から導入。14年の契約件数は1600万件と、対象者3千万人の半数を超える水準となっている。

ドイツの場合、加入者は最低掛け金として年60ユーロ（約8千円）の支払いが求められる一方、「補助金」か「所得控除」のいずれか有利な方が受けられる。

補助金の場合は、基本補助金として年154ユーロ（約2万円）が国から加入者に支払われる。その上で、例えば、年収4万ユーロ（約510万円）の独身社員が月120・5ユーロ（約1万5千円）の保険料のリースター年金に加入している場合、67歳から月2万8千円の年金を受け取れる仕組みだ。

生保大手はこうした事例をもとに、私的年金を拡充して公的年金への依存を是正すれば、政府の社会保障給付費の増大を抑制できる利点があると考えている。働き方の多様化で非正規労働者の割合が増えており、厚生年金、企業年金の適用から外れているケースも目立っているため、長寿安心年金で補完的な役割を果たせるとみている。

社説：日本経済 生き残りの条件 IT感度を高め飛躍のエンジンに

日本経済新聞 2016年1月6日

IT（情報技術）を駆使してイノベーションを起こし、新たな産業を生み出す。いま世界の企業はそうした競争の真ただ中にある。少子高齢化など課題を抱える日本も負けてはいられない。ITを土台にした力強い経済を実現する必要がある。

世界が競う発想力

電子情報技術産業協会は I T 機器やサービスを含む電子情報産業の世界生産額が、2016 年に 327 兆円になると予測する。10 年前に比べ 5 割多い。担い手は大企業ばかりではない。さまざまなアイデアを持つ起業家が新規参入する動きが広がっている。

しかし、この成長分野で日本の存在感は薄れ気味だ。日本企業による電子情報産業の世界生産額は 16 年に 43 兆円と 10 年前より 1 割強減る見通しという。日本はこの流れを断ち、巻き返しに踏み出さなければならない。

めざす方向ははっきりしている。政府は「世界最先端 I T 国家」を目標に掲げる。あらゆるものをインターネットに接続する技術や人工知能などをテコに、新製品やサービスを生み、雇用を創出していく戦略を描く。

去年は改正個人情報保護法が成立し、企業が大量のデータを商品開発などに利用しやすくなった。ドローン（小型無人機）による宅配など国家戦略特区を使った規制改革も進む。

I T 社会の基盤にと期待される税と社会保障の共通番号（マイナンバー）制度も今年から始まった。I T を成長エンジンとする経済に移行する起点の年にしたい。サイバー攻撃の脅威に備えながら、I T を柔軟に使いこなす。そうした I T 活用の感度の良さを国全体に広げなければならない。

コンサルティング大手プライスウォーターハウスクーパースの調査によれば、日本の企業経営者は I T を主に業務効率化の道具にとらえる傾向が強い。顧客に新たな価値を届けようという意識は海外の経営者に比べて弱い。

それでは I T の生かし方として物足りない。経営者は従来の延長線上の考え方を捨て、製品やサービスを革新し競争力を引き上げるのにどう役立てられるか、感覚を研ぎ澄ますときだ。

セコムは工場や商業施設の敷地に不審な車や人が侵入していないか、ドローンで見張るサービスを始めた。空飛ぶ監視カメラだ。「安心、安全の確保に画像情報は欠かせない」と伊藤博社長は経営の I T 化を急ぐ。

07 年設立の C e r e v o（東京・千代田）は、ネットで遠隔操作する家電などで成長するベンチャーだ。成熟したとみられがちな家電市場に I T で新風を吹き込み、販売地域は約 50 カ国にのぼる。

I T の効用は業種や企業規模を超えておよぶ。日本から久しく登場していない、世界に通用する製品やサービスを編み出すため、日本勢はいまこそ起業家精神を発揮しもっと新事業に挑んでほしい。

将来の日本経済を支える I T 人材の育成も求められる。

あらゆる産業を革新

出版・ネットサービスのカドカワは 4 月、通信制高校を開く予定だ。授業や生徒同士の交流にネットを使い、プログラミングなども教える。川上量生社長は「ネット時代に合った能力を引き出す」と語る。これまでの学校教育では見落とされやすいデジタル世代の可能性を伸ばす試みといえる。

ヤフーは専門学校生に電子商取引やネット広告について教えるサービスを始めた。服飾などを学ぶ若者が I T の素養を身につければ、デジタル環境に適応した働き方ができ経済全体にプラスだ。

情報処理推進機構の調べでは、他人によって個人情報やネットに公開された経験のある人が 2 割もいる。スマートフォンの普及などで I T 利用の裾野が広がるにつれ負の側面も膨らむ現実がある。

世界を見渡せば、子供の I T 教育に力を注ぐ国が増えている。日本も乗り遅れてはならない。I T が社会にもたらす影響の大きさを理解し、有効活用できる人材の層をいかに厚くするか。産官学が知恵を出し合いたい。

I T は自動車や金融などあらゆる産業に革新をもたらす。スピード感を持って I T を生かせない企業はグローバル競争で埋没してしまう。そうした認識を持ち、行動を起こす。

日本経済を前に進める重要な条件だ。

【主張】出生数反転 未来に向け確かな上昇を 首相は希望持てる政策語れ

産経新聞 2016年1月4日

下落傾向にあった年間出生数が、5年ぶりに上昇に転じた。

依然厳しい水準に変わりはないが、これを転機に出生数増の流れを確かなものとしたい。

政府は結婚や出産に対する国民の願いがかなった場合の「希望出生率1・8」を実現する目標を掲げ、対策強化の姿勢を示しているが、日本の将来に不安が多くては人々は子供を持つとは思わないものだ。

今年を真の「反転」の年とするためにも、安倍晋三首相には、生まれてくる子供たちを待つ「明るい未来」を語ってもらいたい。

《厳しい環境は変わらず》

厚生労働省が年頭に発表した推計によれば、昨年の出生数は約100万8千人だ。前年に比べ約4千人増加する見通しとなった。

出生数増加に転じた理由はさまざまあろうが、厚労省によれば30代前半での出産が増えた。アベノミクスによって雇用に改善が見えてきたことや、これまでの対策で保育の受け皿が増えたことの影響などが挙げられよう。

だが、今回の出生数の増加だけで少子化に歯止めがかかったと判断するのは早計である。

団塊ジュニア世代に第3次ベビーブームは到来せず、子供を産める若い女性の絶対数は激減する。今後、出生率が多少上昇することがあったとしても出生数の大幅増加は望みにくい。

少子化の克服は一朝一夕にはならない。出生数増の流れを本物にしていくためには、地道な取り組みを続けなければならない。そのためにも、少子化の実情をよく理解し、根拠なき楽観論を戒める必要がある。

一方で、国民の多くが結婚し、子供が欲しいと考えていることに望みがある。

こうした意向を踏まえ、安倍政権は国民の結婚や出産を阻害している要因を解決すれば、合計特殊出生率を現在の1・42から2020年代半ばに1・8に引き上げられるとの目標を立て、来年度予算で対策費を重点配分した。

もちろん結婚や出産は個人の選択であり、国民に心理的な圧力を与えてはならないが、数値目標のない政策の実効性は上がらない。首相自ら先頭に立って旗を振ることは、少子化克服の国民的機運を高めるうえで極めて重要だ。

ここまで少子化が進んだ以上、国民のニーズにしっかり耳を傾け、きめ細かな対策を講じるよう求めたい。

《家庭築く喜び再確認を》

少子化の主要因は非婚・晩婚にある。昨年の婚姻数は戦後最少の63万5千組にとどまる見込みだ。まず、結婚を希望しているのに、できずにいる人を減らすことから始めてもらいたい。

そのためには、男性の収入を安定させることが急務だ。雇用が安定せず結婚したくともプロポーズできない人がいる。正規雇用に向けた就労支援や低所得者向け住宅の整備を含め、安倍政権は若者の雇用環境の改善に全力で取り組むよう求めたい。

異性に会える機会に恵まれない若者も増えている。企業や自治体には、出会いの場を提供し、雰囲気づくりに一役買うことが期待される。縁談を勧める「世話焼き」の復活も望まれる。

厚労省の調査では、夫の休日の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合は増えた。長時間労働の是正も待ったなしだ。

だが、単に働く時間を短くするだけでは問題は解決しない。基本給が安く、残業代をあてにせざるを得ない人も多いからだ。時間ではなく成果によって評価する仕組みの普及が

急がれる。育休の取りづらさの改善には、職場の上司の理解も重要である。

3人目以降の場合、出産を見合わせた夫婦の大半は「お金がかかりすぎる」ことを理由に挙げた。とりわけ教育費への懸念が大きい。大胆な経済支援策を検討してもいいのではないだろうか。

さらに重要なのは、将来に対する不安の払拭だ。生まれてくる子供たちを迎える日本の未来をどう描いていくか。日本発の医療や科学技術の振興など、日本をどう発展させていくか、豊かな暮らしをどう実現するのか、首相は具体像を示して語る必要がある。

出生数増の流れが「本物」になるかどうかを最終的に決めるのは国民個々の心持ちだ。家庭を築き、子孫をつなぐ喜びを再確認することが、真の対策である。

社説：NPOと政治 大切なのは多様さだ

朝日新聞 2016年1月6日

市民団体の活動拠点の運営を行政が市民団体に任せる。全国的にも注目されたそんな取り組みを、市民の代表であるはずの市議会がやめさせるのか。

さいたま市の複合ビルにある市民活動サポートセンター（サポセン）の運営主体が4月、NPO法人「さいたまNPOセンター」から市当局に移る。

サポセンを利用する団体のうち、護憲や反原発、北朝鮮による拉致被害者の救出などを掲げる14の団体について、市議会が「政治的な活動をする団体が優先的に使っている」と問題視したのが発端だ。市議会は昨年10月、自民、公明両党などの賛成多数で、市の直営とするよう条例を改正した。

政治的な団体による優先利用という指摘に対し、サポセンの運営協議会は「団体の登録、利用内容や公平性に問題はない」と否定した。市議会での議論はわずか数日。全国各地の市民団体が抗議文や反対の意見書を出したのも当然だろう。

市民による公益的な活動を促そうと、1990年代後半、議員立法と党派を超えた賛成でNPO法（特定非営利活動促進法）が誕生した。選挙での特定の候補者や政党への推薦、反対を目的とすることなどは禁じる一方で、課題解決への取り組みや政策提言は「施策」と位置づけられ、それを推進する中で政治的な争点となっているテーマを扱うことは公益的な活動の一部とされた。この解釈は当時の国会審議で確認され、法の運用を通じて定着している。

条例改正を主導した自民党市議は「政治活動は自由であるべきだ」と語りつつ、「サポセンへの利用登録後の活動を行政が監視するシステムがないことが問題」と強調した。

しかし、行政による監視とは何だろうか。市民団体は情報公開によって多角的なチェックを受けつつ、行政と対等の立場で活動するというのがNPO法の趣旨だ。条例改正に反対した議員が「一歩間違えると公の機関が政治活動の自由を規制することになりかねない」と危惧したのはもっともである。さいたま市の事例をNPO法の狙いを損なう一穴にはならない。

サポセンの管理運営を巡っては、「市長は市民活動団体を指定する」という規定を市が独断で削除し、企業や市の外郭団体も運営できるようにしていたことも明らかになった。

市民団体側は、市議会や市当局との直接対話を求めている。市民の代表であり、公僕であるという自覚があるのなら、すぐに市民団体と向きあうべきだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

